

令和3年7月9日

保護者のみなさま

松原市教育委員会

「まん延防止等重点措置」実施期間中の学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和3年7月8日(木)に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、「まん延防止等重点措置」実施期間の延長について、大阪府教育委員会より要請がありました。

本市におきましては、今後も感染防止策を徹底しながら、下記のとおり教育活動を継続してまいります。保護者のみなさまのご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

1. 期間

令和3年8月22日(日)まで (ただし、今後の感染状況により期間を変更場合もあります。)

2. 授業について

分散登校・短縮授業は行わず、通常の形態で教育活動を継続します。ただし、感染リスクの高い教育活動については実施しません。

3. 修学旅行、府内もしくは府県間の移動を伴う教育活動(林間・校外学習等)について

・感染防止策を徹底しながら実施

※旅行(移動)先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合や緊急事態措置区域を旅行(移動)先としている場合は中止または延期とします。

4. 部活動について

・感染防止策を徹底しながら実施

・感染リスクの高い活動は原則実施しない。

・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導。

5. その他

お子様や同居家族に発熱等風邪症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査もしくは抗原検査)を受けることになった場合等には、必ず学校へご連絡いただき、登校をひかえるようお願いいたします。ご不安な点などがございましたら、ご遠慮なくご相談をしてください。